

日 薬 業 発 第 250 号
令 和 7 年 9 月 30 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 劑 師 会
副会長 渡邊 大記

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品及び
医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、安全性に関する調査期間を経過した要指導医薬品については、原則として一般用医薬品(第1類医薬品)に移行することとなっております。
今般、イトプリドについて、安全性に関する調査期間が終了したことから、令和7年9月28日より要指導医薬品から一般用医薬品(第1類医薬品)に移行することとなりました(別添1)。

また、同日から1年間は区分等表示について経過措置が設けられます(別添2)。
つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
(令和7年9月26日付け事務連絡、厚生労働省医薬局医薬安全対策課)
2. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
(令和7年9月26日付け医薬監麻発0926第3号、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長)

別添 1

事務連絡
令和 7 年 9 月 26 日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長宛てに通知したのでお知らせします。



医薬安発 0926 第 1 号
令和 7 年 9 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号に規定する要指導医薬品のうち、下記 1. の医薬品については、令和 7 年 9 月 27 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める期間を満了し、同年 9 月 28 日に要指導医薬品から一般用医薬品（第 1 類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 256 号。以下「改正告示」という。）が本日告示されました。

当該医薬品が要指導医薬品から第 1 類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくお願ひします。

なお、本通知の写しを別記の各関係団体宛てに発出することとしているので申添えます。

記

1. 要指導医薬品から第 1 類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第 1 類医薬品となる日
イトプリド	令和 7 年 9 月 28 日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号から「イトプリド」を削除する。

別添2

医薬監麻発 0926 第 3 号
令和 7 年 9 月 26 日

各関係団体の長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局
監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課 長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写しのとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方について御配慮願います。



医薬監麻発 0926 第 1 号
令和 7 年 9 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 257 号。以下「経過措置告示」という。）が令和 7 年 9 月 26 日に告示され、令和 7 年 9 月 28 日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記 1 に示す医薬品（区分等表示の変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願ひします。

記

1 分区等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
イトプリド	令和 7 年 9 月 28 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
イトプリド	要指導医薬品	第1類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について（令和7年9月26日医薬安発0926第1号）